

## **雇用調整助成金申請費用補助金のお知らせ**

雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼した際の経費の一部を補助します。

鏡石町では、新型コロナウイルス感染症の影響で、社会保険労務士等に依頼して雇用調整助成金の申請を行った町内の中小企業等に対し、申請にかかった経費の一部を補助します。

【対象者】 鏡石町内に所在する新型コロナウイルスの影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の申請を行った中小企業等

【対象経費】 雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼した際に係る費用

【補助金額】 対象経費の1/2に相当する金額を助成（上限10万円）

【申請期間】 令和3年3月26日（金）まで

【申請方法】 申請書に記入の上、鏡石町産業課に郵送又は直接持参にて申請。

### 【添付書類】

- ①補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②雇用調整助成金支給申請書の写し
- ③雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- ④社会保険労務士等へ支払ったことが確認できる書類（領収証等）の写し
- ⑤補助金の振込先口座が確認できる通帳の写し（表紙の裏面）

◎申請先 鏡石町産業課 〒969-0492 鏡石町不時沼345

◎問合わせ先 鏡石町産業課振興グループ  
電話 0248-62-2118